

松戸市は遺贈による寄附を受け入れており、このことを推進するため、千葉銀行と協定を締結しました

○趣旨

- ・ 特定非営利活動法人国境なき医師団日本の「終活と遺贈に関する意識調査 2017」によると、終活の一つである遺贈について、6 割以上の方が「遺贈の意向がある」と答えております。
- ・ 本市でも遺贈についての問合せをいただくことがあり、これからは遺贈についての潜在的な相談需要は高いと考えられます。
- ・ 松戸市に遺贈を行うことを希望される場合、「死亡後に財産の一部を松戸市に寄贈する」旨の遺言書の作成が有効になります。
- ・ 一方、遺言書に法的な効力を持たせるためには、民法で定められた方式で作成しなければならないことや、遺言執行者を遺言で指定すること、遺留分の取り扱いなど専門的な知見が必要になります。
- ・ そのため、これまで市では遺贈をご希望される方に対する十分な対応ができていないことが課題となっておりました。
- ・ 上記の理由により、本市では、市民に遺贈について広く知っていただくとともに、遺贈をご希望される方の具体的な相談に対し、専門的な知見からの確かなアドバイスを行えるようにするため、株式会社千葉銀行と遺言を活用した遺贈に関する協定を令和元年 10 月 9 日に締結致しました。
- ・ 本協定の締結については、千葉市に続き、県内 2 例目となります。

○協定締結の目的

遺言を活用した遺贈による松戸市への寄附を希望する方に対し、松戸市が株式会社千葉銀行を紹介し、株式会社千葉銀行が保有する専門的な知見を活用した助言等をおこなうことで、希望者の意志が円滑に実現されること。

○協定締結の具体的な効果

- ①市主催の高齢者等を対象とした、遺言や遺言の活用に関するセミナー等で、千葉銀行信託コンサルティング部の専門スタッフが無料で講義を行います。また、セミナー等の場で松戸市が遺贈による寄附を受け入れていることを PR いたします。
- ②遺贈をご希望される方には、希望する千葉銀行各支店において、千葉銀行信託コンサルティング部の専門スタッフが、遺言の種類や特徴、遺言を作成する場合の留意点等を説明し、具体的な相談の中で専門的な知見からの確かなアドバイスをいたします。
(要予約・希望者 1 人に対し 1 回限り無料)

※①については県内初の実施。

○遺贈に係る庁内連携体制

対象者	内容(関係課)	実施日
市民	☆広報まつど、市 HP 等による周知(総務課) ☆市役所、各支所、市民センター等での周知チラシの設置 (市民自治課・広報広聴課広聴担当室) ☆高齢者対象のセミナーの開催(高齢者支援課)	協定締結日から (広報は 10/15 号) 協定締結日から 令和 2 年 1 月以降
民生委員、 介護事業者 ほか	☆民生委員・児童委員対象のセミナーの開催(地域福祉課) ☆ケアマネージャー研修会での遺言研修(介護保険課) ☆介護事業者専用サイトでの紹介(介護保険課) ☆特別養護老人ホームへチラシ配布(介護保険課)	令和 2 年 3 月 26 日 令和 2 年 1 月以降 協定締結日から 本年 11 月以降

【問い合わせ先】

総務部総務課 ☎047-366-7305

参考資料

協定締結に至った背景

◆近年終活や遺贈に対する人々の関心が高まっている

- ・「終活」認知度・・・96.4%
・うち、「終活」を行う理由・・・「家族に迷惑をかけたくないから」が 71.2%
(「終活に関する意識調査」H29 公益財団法人地方経済総合研究所)
- ・「遺贈の意識」・・・60 歳以上単身者のうち、42.6%が遺贈寄附の意識を保持。
・「60 歳以上の遺言書の作成状況」・・・8.4%
・「遺言書に遺贈を記載している」・・・上記準備者のうち、1.3%
(「遺贈に関する意識調査」H29 公益財団法人日本財団)
- 「将来遺贈の意向がある」・・・61.6%
(「終活と遺贈に関する意識調査 2017)特定非営利活動法人国境なき医師団日本)

各自治体の対応

◆関心の高い自治体は取り組みを行っている

- 行政においても遺贈に対する関心が高まっており、チラシ等を作成し市民に対して-遺贈を呼びかける自治体も増えている。

県内:千葉市(株千葉銀行と協定締結)、習志野市(チラシの配布)

県外:埼玉県(武蔵野銀行と提携)、兵庫県(株三井住友銀行と協定締結)、
堺市(市 HP による遺贈呼びかけ)、相模原市(市 HP による遺贈呼びかけ)、
町田市(チラシの配布) 【インターネット及び千葉銀行調べ】

本市の状況

◆問合せ・実績

- 本市に対し、遺産の一部を寄附したいとの問合せ等は、毎年数件程度ある。そのほとんどが、土地や建物の寄附に関するものであり、遺言の中の遺留分にかかるものもある。
なお、これまで現金寄附として遺贈されたのは、1 件のみである。

遺贈 H25:1件 5 百万円

◆相続に対する市民の関心は下記のとおり高い

- ・一般民事相談における相続に関する相談 1234 件、構成比:22.0%
- ・専門相談における相続に関する相談 229 件、構成比:25.6%
- ・税務相談における相続税や贈与税関係相談 構成比 45.5%

【H29 年度広聴と市民相談(松戸市広報広聴課広聴担当室)】

